

発議第1号

日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について

次のとおり、日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年3月26日提出

提出者 日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 櫃田 洋一

日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正する条例

日南町意欲ある農業者支援条例（平成25年条例第1号）の一部を次のように改正する

改正後	改正前
(削る)	(交付申請) <u>第6条 助成金の交付を受けようとする者は、 営農計画書を添えて日南町意欲ある農業者支 援助成金交付申請書（様式第1号）を町長に 提出しなければならない。</u>
(削る)	(交付決定等) <u>第7条 町長は、前条の規定による申請があっ たときは、速やかにその内容を審査し、日南 町意欲ある農業者支援助成金交付（不交付） 決定通知書（様式第2号）により、その結果 を通知するものとする。</u>
(削る)	(交付申請の変更) <u>第8条 前条の交付決定を受けた後、助成対象 事業の内容を変更または、中止しようとする 者は、日南町意欲ある農業者支援助成事業変 更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長 に提出し、その承認または指示を受けなけれ ばならない。</u> <u>2 町長は、前項の規定による申請があつたと きは、日南町意欲ある農業者支援助成事業変 更（中止）決定通知書（様式第4号）によ り、その結果を通知するものとする。</u> (完了報告)

(削る)	<u>第9条 助成金の交付決定を受けた者が、農機具等の導入を完了したときは、日南町意欲ある農業者支援助成事業完了報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。</u>
(削る)	(助成金の額の決定) <u>第10条 町長は、前条の報告を受けたときは関係書類等を審査し、適当と認めたときは助成金の額を確定し、日南町意欲ある農業者支援助成金交付額決定通知書（様式第6号）により、その結果を通知するものとする。</u>
(削る)	(助成金の請求) <u>第11条 前条の通知を受けた者は、日南町意欲ある農業者支援助成金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。</u> <u>2 町長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。</u>
(助成金の返還) 第 6条 (略)	(助成金の返還) 第12条 (略)
(委任) 第 7条 (略)	(委任) 第13条 (略)
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この条例は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この条例は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(削る)

様式第 1 号 (第 6 条関係)

平成 年 月 日

日南町長 様

申請者 住 所 日南町
氏 名
電話番号

日南町意欲ある農業者支援助成金交付申請書

日南町意欲ある農業者支援助成金の交付を受けたいので、日南町意欲ある農業者支援条例第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、交付要件の審査のため、住民登録、町税の納付状況について、町が公簿等により確認することに同意します。

記

- 1 助成事業の名称
平成 年度日南町意欲ある農業者支援助成事業
- 2 助成金の交付申請額、助成事業に係る経費等

(1) 助成金の交付申請額 円
(事業費の 3 分の 1、千円未満切り捨て。上限助成額 3 0 万円)

(2) 助成対象経費総額 円
(導入する農機具等が 2 0 万円を超えること)
- 3 添付書類
(1) 営農計画書

(削る)

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

日南町長 ㊟

日南町意欲ある農業者支援助成金交付（不交付）決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった日南町意欲ある農業者支援助成金について次のとおり決定したので、日南町意欲ある農業者支援助成条例第 7 条の規定により通知します。

決定の区分	交付 ・ 不交付
交付決定額	円
不交付の理由	

（注意事項）

- ① 事業が完了したときは、完了した日から 30 日以内又は完了した日に属する年度の末日までのいずれか早い日までに、意欲ある農業者支援助成事業完了報告書（様式第 5 号）を提出してください。

(削る)

様式第 3 号(第 8 条関係)

平成 年 月 日

日南町長 様

申請者 住 所 日南町
氏 名
電話番号

日南町意欲ある農業者支援助事業変更（中止）承認申請書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった日南町意欲ある農業者支援助成金事業について、日南町意欲ある農業者支援条例第 8 条の規定により、変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円
前回交付決定額 円
変更（増減）額 円

2 変更（中止）の内容

	変更前	変更後
変 更 内 容		
助成事業に要する経費	円	円
事業完了予定年月日	年 月 日	年 月 日
変更（中止）の理由		

(削る)

様式第 4 号(第 8 条関係)

日南町意欲ある農業者支援助事業変更（中止）承認通知書

第 号
平成 年 月 日

様

日南町長 ㊟

平成 年 月 日付で申請のあった助成事業の変更（中止）については、
日南町意欲ある農業者支援条例第 8 条第 2 の規定に基づき、承認とすることに決定
しましたので、通知します。

記

1 通知番号 第 号

(削る)

様式第 5 号(第 9 条関係)

平成 年 月 日

日南町長 様

申請者 住 所 日南町
氏 名
電話番号

日南町意欲ある農業者支援助成事業完了報告書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった事業が完了したので、
次のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
平成 年度日南町意欲ある農業者支援助成事業
- 2 交付決定額及びその精算額
交 付 決 定 額 円
事業に要した経費 円
- 3 助成事業完了年月日
平成 年 月 日
- 4 助成事業の成果
- 5 添付書類
①領収書等の写し
②導入した農機具等の写真

(削る)

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

日南町長 印

日南町意欲ある農業者支援助成金交付額決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定した日南町意欲ある農業者支援助成金について、平成 年 月 日付日南町意欲ある農業者支援助成事業完了報告書に基づき、次のとおり助成金の額を確定したので、日南町意欲ある農業者支援条例第 1 0 条の規定により通知します。

助成金の額 _____ 円

(削る)

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

日南町意欲ある農業者支援助成金交付請求書

平成 年 月 日

日南町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

㊞

平成 年 月 日付 第 号で確定のあった日南町意欲ある
農業者支援助成金を次のとおり請求します。

1 助成金確定額 円

2 助成金請求額 円

3 振 込 先

金 融 機 関 名		支 店 ・ 支 所 名	
口 座 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義 人			

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

日南町住宅改修助成条例の一部改正について

次のとおり、日南町住宅改修助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年3月26日提出

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

日南町住宅改修助成条例の一部を改正する条例

日南町住宅改修助成条例(平成24年条例第21号)の一部を次のように改正する

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、町民の住環境の向上および町内の住宅関連産業の活性化と地域内経済の循環を図るため、町民が<u>行う住宅改修工事に対し、助成金を交付することを目的</u> <u>とする。</u> 第2条～第3条 (略) (助成対象工事) 第4条 (略) (1)～(4) (略) (5) 他の補助制度による補助金等を受けていない工事であること。ただし、介護保険制度、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくもの又は要綱で別に定めるものは除く。</u> 第5条 (略) (削る)	(趣旨) 第1条 この条例は、町民の住環境の向上および町内の住宅関連産業の活性化<u>を</u> <u>図るため、町民が住宅の改修を行う場合に経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。</u> 第2条～第3条 (略) (助成対象工事) 第4条 (略) (1)～(4) (略) (5) 他の補助制度による補助金等を受けていない工事であること。ただし、介護保険制度<u>住宅改修費、高齢者居住環境整備事業および障害者住宅改良助成事業</u> <u>は除く。</u> 第5条 (略) (助成金の交付申請) 第6条 <u>助成金の交付を受けようとする者は、工事着手前に日南町住宅改修助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 改修の設計書の写し(簡易な場合は必要としない)</u>

(削る)	(2) <u>改修の工事内容が分かる見積書の写し</u> (3) <u>施工前の状況が分かる写真</u> (4) <u>その他町長が必要と認めるもの</u> (助成金の交付決定等) 第7条 <u>町長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、助成要件に適合しているかを審査し、その結果を日南町住宅改修助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。</u>
(削る)	(交付申請の変更) 第8条 <u>前条の交付決定を受けた者で、助成事業の内容を変更または、中止をしようとする者は、日南町住宅改修変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認または指示を受けなければならない。</u> 2 <u>町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査しその結果を日南町住宅改修変更（中止）承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。</u> 3 <u>町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容を変更することができる。</u>
(削る)	(完了報告) 第9条 <u>助成金の交付決定を受けた者は、住宅の改修が完了したときは、速やかに日南町住宅改修完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。</u> (1) <u>改修の内容が分かる明細・請求書、または契約書の写し</u> (2) <u>改修に要した費用を証する領収書等の写し</u> (3) <u>改修完了後の写真</u> (4) <u>その他町長が必要と認めるもの</u>
(削る)	(助成金額の決定) 第10条 <u>町長は、前条による完了報告の提出を受けたときは、その関係書類等を審査し、適当と認めたときは助成金の額を確定し、日南町住宅改修助成金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。</u> (助成金の請求)

(削る)	<u>第11条 前条の通知を受けた者は、日南町住宅改修助成金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。</u> <u>2 町長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。</u>
(助成金の返還) <u>第6条</u> (略)	(助成金の返還) <u>第12条</u> (略)
(委任) <u>第7条</u> (略)	(委任) <u>第13条</u> (略)
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この条例は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。

(削る)

様式第 1 号（第 6 条関係）

日南町住宅改修助成金交付申請書

年 月 日

日南町長 様

住 所 日南町
申請者 氏 名 ㊟
電話番号

日南町住宅改修助成金の交付を受けたいので、日南町住宅改修助成金条例第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、交付要件の審査のため、住民登録、町税の納付状況及び住宅の所有者について、町が公簿等により確認することに同意します。

対 象 住 宅	所 在 地：日南町
	所有者氏名： ☐ 申請者と同じ ☐ 申請者の家族（申請者との関係： ）
住 宅 所 有 者 の 同 意 （申請者と対象住宅の 所有者が異なる場合）	住宅改修助成事業の実施にあたり同意します。 年 月 日 （所有者）住 所 氏 名 ㊟（電話 ）
改 修 工 事 の 内 容	
助成事業に要する経費 （税別）	円
工 事 予 定 期 間	交付決定日 から 年 月 日まで
施 工 業 者	所 在 地 日南町
	氏 名 又 は 名 称 電話番号
助 成 金 申 請 額	円

- 添付書類
- （1）改修の設計書の写し
 - （2）改修の工事内容が分かる見積書の写し
 - （3）施工前の状況が分かる写真
 - （4）その他町長が必要と認めるもの

(削る)

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

日南町長 印

日南町住宅改修助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった日南町住宅改修助成金について次のとおり決定したので、日南町住宅改修助成条例第7条の規定により通知します。

決 定 の 区 分	交 付 ・ 不 交 付	
交 付 決 定 額	円	
	内 訳	振 込 円
不 交 付 の 理 由		

(注意事項)
①建材や機器等の調達・下請けについても町内業者の利用に努めてください。
②住宅改修が完了したときは、完了した日から30日以内又は完了した日に 属する年度の末日までのいずれか早い日までに、住宅改修完了報告書を提出してください。

(削る)

様式第3号（第8条関係）

日南町住宅改修変更（中止）承認申請書

平成 年 月 日

日南町長 様

住 所 日南町
申請者 氏 名
電話番号

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった日南町住宅改修助成金を次のとおり変更（中止）したいので、日南町住宅改修助成条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付決定額 円
変更後の額 円
差 引 円

2 変更の内容

	変更前	変更後
変 更 内 容		
助成事業に要する経費	円	円
事業完了予定年月日	年 月 日	年 月 日
変 更（中止）の理由		

添付書類
（1）変更内容のわかる書類
（2）その他町長が必要と認めるもの

(削る)

様式第 4 号(第 8 条関係)

日南町住宅改修助成事業変更（中止）承認通知書

第 号
平成 年 月 日

様

日南町長 ㊟

平成 年 月 日付で申請のあった助成事業の変更（中止）については、日南町住宅改修助成条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、承認とすることに決定しましたので、通知します。

記

- 1 通知番号 第 号
- 2 承認交付決定額 円
- 既 決 定 額 円
- 増 減 額 円

(削る)

様式第5号（第9条関係）

日南町住宅改修完了報告書

年 月 日

日南町長 様

住 所 日南町
申請者 氏 名 ③
電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定のあった日南町住宅改修助成事業が完了したので、日南町住宅改修助成条例第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

助成金交付決定額	内 訳	円
	振 込	円
完 了 年 月 日	年 月 日	
助成事業に要した経費 (税別)	円	

- 添付書類
- (1) 改修の内容が分かる明細・請求書、または契約書の写し
 - (2) 改修に要した費用を証する領収書等の写し
 - (3) 改修完了後の写真
 - (4) その他町長が必要と認める書類

(削る)

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

日南町長 印

日南町住宅改修助成金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した住宅改修助成金について、
年 月 日付日南町住宅改修完了報告書に基づき、次のとおり助成金の額を確定した
ので、日南町住宅改修助成条例第 1 0 条の規定により通知します。

助成金の額		
内 訳		
	振 込	円

(削る)

様式第7号（第11条関係）

日南町住宅改修助成金交付請求書

平成 年 月 日

日南町長 様

住 所 日南町
申請者 氏 名 ㊟
電話番号

平成 年 月 日付 第 号で確定のあった日南町住宅改修助成金を次のとおり請求します。

1 助成金確定額 円

2 振 込 先

金 融 機 関 名		支 店 ・ 支 所 名	
口 座 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	
フリガナ			
口座名義人			

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

予算審査特別委員会 審査報告書

本委員会に付託になった次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、日南町議会会議規則第77条の規定により報告する。

令和7年3月26日

日南町議会 予算審査特別委員会
委員長 櫃田 洋一

日南町議会議長 山本 芳昭 様

記

(付託案件)

議案第26号 令和7年度日南町一般会計予算

議案第27号 令和7年度日南町国民健康保険特別会計予算

議案第28号 令和7年度日南町介護保険特別会計予算

議案第29号 令和7年度日南町介護サービス事業特別会計予算

議案第30号 令和7年度日南町後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 令和7年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算

議案第32号 令和7年度日南町簡易水道事業会計予算

議案第33号 令和7年度日南町下水道事業会計予算

議案第34号 令和7年度日南町病院事業会計予算

(審査の経過及び結果)

本委員会は、令和7年3月6日、7日、10日、11日、12日、13日、14日、18日、21日に委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審査を行なった。

その結果、令和7年度各会計予算は、議案第26号、第27号、第28号、第29号、第30号については賛成多数で、議案第31号、第32号、第33号、第34号については全員一致で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきであると決定した。

(審査意見)

1. 一般会計

<総務課>

消防施設整備管理事業

自衛消防団の管理する消防ホースが経年劣化等で使用不能になった場合、自治会が更新費用の1/2を負担している。町が全額を負担すべきである。

<地域づくり推進課>

電算管理運営事務

ガバメントクラウド接続用の代替ネットワークとして、携帯電話通信事業者のネットワークを利用する予定である。しかし、携帯電話通信事業者の光ケーブルの一部は、町が敷設した光ケーブルを使用しており、さらに、敷設ルートも同じ電柱を経由している。そのため、災害時における代替ネットワークとしての実効性が懸念される。ついては、衛星通信など、より実効性の高い代替ネットワークの導入を検討されたい。

<農林課>

農業後継者育成対策事業

①「日南町農業者社会保険料等支援補助金」は、令和3年度に制定し運用してきた。しかし、十分な効果評価が行われないまま、補助期間が5年を迎える前に、令和7年度の予算計上が見送られた。

一方で、林業経営体向けに社会保険料の一部を助成する「担い手育成対策事業」は令和7年度も予算化されている。農業も町の基幹産業であることを踏まえれば、農業経営の安定化と従業員の福利厚生のために、社会保険料助成の継続を検討されたい。

②収入保険の支払い保険料の20%助成が10%に減額され、令和7年度を最後にこれを廃止する方針が示された。有資格者の加入率が70%超であることを理由に廃止との説明であったが、費用対効果は顕著である。

経営の安定が不十分な若手トマト農家の育成や、技術が確立されておらず、環境変化に左右されるオーガニック栽培など、日南町が推進する農業振興の方針と相反する。制度の継続を強く望む。

林業後継者育成対策事業

林業アカデミー学生寮は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用して建設する計画であり、現在、事業計画書の作成が進められている。

本計画書では、寮の入居条件を町外出身のアカデミー学生に限定し、さらに滞在期間を12ヶ月に制限している。しかし、これは日南町が推進すべき移住者向け住宅施策と相容れないものである。入居条件を緩和し、より柔軟に活用できるよう検討されたい。

また、寮の居室数は9室となっているが、林業アカデミーの定員数である12室を確保されたい。

2. 事業会計

日南町病院事業会計

病院事業費用

外国人留学生には、学費や住居費に充てる奨学金として3,870千円を貸与するが、病院で5年間勤務しなければ返還が生じる。

奨学金返還免除の条件について、留学生に理解を促し、将来のトラブルを未然に防がれたい。また、継続的な雇用を確保するためには、外国人雇用制度の調査や実績のある人材紹介事業者からの情報収集をさらに進められたい。

陳情審査報告書

令和 7 年 3 月 26 日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

先に、本委員会に付託された令和 7 年陳情第 1 号「『最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和 7 年 3 月 17 日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

地域間の格差解消と全国一律 1,500 円以上を実現できる中小企業支援をすべきとの意見もあるが、全国一律とすることは地方経済に与える影響が大きい。最低賃金の引き上げは、各地域の実情に即して行うべきであり、雇用の安定と地域経済の活性化を両立させる政策が求められる。

陳情審査報告書

令和 7 年 3 月 26 日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

先に、本委員会に付託された令和 7 年陳情第 2 号「裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和 7 年 3 月 17 日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

裏金問題の徹底解明と企業・団体献金は全面禁止すべきとの意見もあるが、裏金問題については、政治資金収支報告書に不記載のあった議員は政治倫理審査会で答弁しており、元会計責任者についても有罪判決が出ている。企業・団体献金の全面禁止については、政治資金収支報告書の公開により、透明性を確保する議論が必要であると考えます。